

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

「TPT福島PRIDE」で一体感

協力会社と対話を通じルール定着

東京パワーテクノロジー福島原子力事業所

特集Ⅱ

トップとボトム融合で現場力の向上を推進へ

第76回全国産業安全衛生大会 in 神戸

ニュース

死亡災害15%以上減へ

厚労省 第13次防計画案示す

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2296

2017

12/15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21 北海道会
社会保険労務士法人 安藤行政事務所

代表社員 安藤 壽建

第257回

運送会社の運転手が配達先で荷を手伝って負傷

■ 災害のあらまし ■

運送会社の運転手 A が荷物（機械）を荷台の後方部にあるパワーゲートから配達先の工場敷地に降ろした後に、運送会社の本社に帰る準備をしていた。

一方、荷物（機械：重さが約 250 k g 〈キャスター付〉）をメーカー社員 B とその機械設置を請負う会社の社員 C が工場の敷地から工場内に人力で移動させようとしていた。しかし、地面に勾配（坂）があり、2 人では工場内に移動できなかったため、A に手伝ってもらおうと、声をかけ、A はそれに応じてその荷物（機械）の後ろから押した。その際、無理な体勢のため右足首を捻挫し全治 1 カ月間の治療が必要となってしまった。

A は、本来機械の設置に伴う荷物の移動は運送作業には含まれていない。しかし、通常であれば、機械は重量物でもあり、設置には設置作業員が 2 ～ 3 人でやるべき作業量にも関わらず、人件費の削減などの理由から今回 C が 1 人で行うことになっていたことから、B や A のサポートが必要となった。他の運送作業においてもこのようなことは、運送作業とは別に手伝うことが時々あった。

■ 判断 ■

A は、荷物（機械）を荷台から降ろしたところで運送業務が終了したのだが、荷物（機械）を B に頼まれ工場への搬入を手伝ったことにより負傷した。自分の仕事（荷物の運搬業務）を終えた後に、自分の仕事ではないもの（機械の設置に伴う荷物の移動）を善意で手伝った際の負傷が焦点となったが、「合理的行為」とみなされ業務上の災害と判断された。

■ 解説 ■

Aは、メーカー（いわゆる荷主）から発注された荷物を配送先の工場まで運送するということが本来の業務である。これに関連して、陸運送事業者の荷役作業中の労働災害が増加傾向となっていることおよび責任問題を明確化することもあり、労働災害の安全対策として「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日基発0325号第1号）を示している。同ガイドラインの内容から、今回の例に関連したことのみを挙げると、

（1）陸運事業者の責務など

荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努める。

（2）荷主などの責務

陸運事業者の労働者（運転手）が荷主などの作業場所における遵守事項などを守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

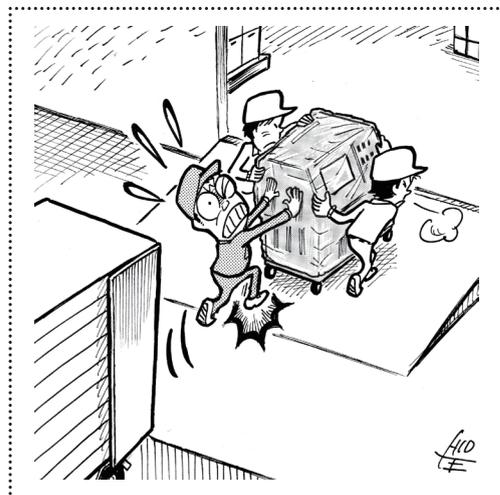
（3）荷役作業における労働災害防止措置

運送の都度、荷主などの事業場における荷役作業の有無を事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

上記の陸運事業者の責務と荷主などの責務を区分することにより、このケースのように運転手の業務内容が明確化することになる。また、同時に労働災害防止措置を講ずることにより、労働災害の防止となる。

Aが業務上の認定となるためには、業務上の災害であるかどうかの判断をするに当たって、まずそこに業務起因性が認められること。そして業務起因性があり、かつ、業務遂行性があったかが要件となる。

業務遂行性が成立するためには、事業主



の支配・管理下において業務に従事しているか判断をする。

業務遂行性の具体的内容は、3種類の型に分けられる。①事業主の支配・管理下において業務に従事している場合（業務、準備・後始末行為など）、②事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合（休憩時間中に私的行為）、③事業主の支配下にはあるが、管理下（施設）を離れて業務に従事している場合（出張、外出勤務、運行業務）の類型に基づいて判断する。

以下、上記について否定されるものとしては、次のとおりである。①被災者が業務中に恣意的行為や私的行為により災害が発生した場合、②地震、台風、火災など天災地変によって被災した場合がある。

今回のケースは、災害発生の原因となった行為が被災労働者の通常の担当業務であったかを判断する必要がある。ここでいう担当業務とは、次の場合も含まれる。それは、「その業務を担当する労働者として当然または通常行うことが予定される行為（合理的行為）」である。そのため、業務遂行性が認められることとなり、業務上の災害と判断された。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp